

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 基本理念の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならぬものとする。 (第二条第二項関係)

## 第二 子育てのための施設等利用給付

### 一 施設等利用費の支給

1 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とするものとする。 (第三十条の二関係)

2 市町村は、二二(一)の認定に係る小学校就学前子どもが、三一により市町村長が確認する三  
1の子ども・子育て支援施設等(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。)から教育・保育その他の子ども・子育て支援(以下「特定子ども・子育て支援」という。)を受けるときは、当該認定に係る保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の内閣府令で定める費用を除く。)について、施設等利用費を支

給するものとする。 (第三十条の十一第一項関係)

3 施設等利用費の額は、一月につき、二に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、三の子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とするものとする。 (第三十条の十一第二項関係)

## 二 施設等利用給付認定等

### 1 支給要件

子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども (保護者が保育に係る子どものための教育・保育給付 (特別利用教育に係るものを除く。 ) を受けている場合の保育認定子ども等を除く。 ) の保護者に対して行うものとする。 (第三十条の四関係)

(一) 満三歳以上の小学校就学前子ども (二) 及び (三) に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。 )

(二) 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、

第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(三) 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税を課されない者であるもの

## 2 施設等利用給付認定等

(一) 1 (一)から(三)までに掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、市町村に対し、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならないものとする。 (第三十条の五第一項関係)

(二) (一)の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、保護者の居住地の市町村が行う

ことを原則とし、施設等利用給付認定を行った市町村はその結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者に通知するものとする。 (第三十条の五第二項及び第三項関係)

(三) 保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者でその子どもについて現に子どものための教育・保育給付（特別利用教育に係るものを除く。）を受けていないものは、(一)にかかわらず、施設等利用給付認定の申請を要しないこととする。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、施設等利用給付認定を受けたものとみなすものとする。 (第三十条の五第七項関係)

(四) 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間内に限り、その効力を有するものとする。 (第三十条の六関係)

(五) 施設等利用給付認定に係る保護者は、市町村に対し、その労働又は疾病の状況等を届け出、かつ、必要な物件を提出しなければならないものとする。 (第三十条の七関係)

### 三 特定子ども・子育て支援施設等

1 特定子ども・子育て支援施設等の確認

施設等利用費の支給に係る子ども・子育て支援施設等（次に掲げる施設又は事業をいう。以下同じ。）の確認は、施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行うものとする。こと。（第七条第十項及び第五十八条の二関係）

- (一) 認定こども園（特定教育・保育施設であるものを除く。）
- (二) 幼稚園（特定教育・保育施設であるものを除く。）
- (三) 特別支援学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十六条第二項に規定する幼稚園に限る。）
- (四) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、認定こども園であるもの等を除く。）のうち内閣府令で定める基準を満たすもの
- (五) 認定こども園（特定教育・保育施設であるものを含む。）、幼稚園（特定教育・保育施設であるものを含む。）又は特別支援学校の教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期

間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該施設に在籍している小学校就学前子どもに対して教育・保育を提供する事業のうち内閣府令で定める基準を満たすもの

(六) 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

(七) 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち内閣府令で定める基準を満たすもの

(八) 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち内閣府令で定める基準を満たすもの

## 2 特定子ども・子育て支援提供者の責務

特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。）は、施設等利用給付認定に係る小学校就学前子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小

学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならぬこと等の責務を有するものとする。 (第五十八条の三関係)

### 3 特定子ども・子育て支援施設等の基準

(一) 特定子ども・子育て支援提供者は、1の施設又は事業に適用される設置基準等又は内閣府令で定める基準を遵守しなければならないものとする。 (第五十八条の四第一項関係)

(二) 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならないものとする。 (第五十八条の四第二項関係)

### 4 勧告、命令等

市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が3の基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるとき等は、勧告、公表、命令等を行うことができるものとともに、確認を取り消し、又

はその効力を停止することができるものとする。 (第五十八条の九及び第五十八条の十関係)

5 都道府県知事に対する協力要請

市町村長は、都道府県知事に対し、特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関して必要な協力を求めることができるものとする。 (第五十八条の十二関係)

四 その他

市町村は、偽りその他不正の手段により子育てのための施設等利用給付を受けた者からその金額の全部又は一部を徴収することができるものとともに、この法律の施行に必要な限度において保護者等に対し、報告等を命じることができるものとする等の措置を講ずること。

(第三十条の三関係)

第三 費用等

一 市町村、都道府県又は国の支弁

施設等利用費の支給に要する費用は、原則として市町村が支弁するものとし、国又は都道府

県が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係るものについては、国又は都道府県が支弁するものとする。 （第六十五条第三号から第五号まで、第六十六条第二号及び第六十六条の二関係）

## 二 都道府県の負担

都道府県は、市町村が支弁する国、都道府県又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。）並びに国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用のうち、政令で定めるところにより算定した額の四分の一を負担するものとする。 （第六十七条第二項関係）

## 三 国の負担

国は、市町村が支弁する国、都道府県又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。）並びに国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要す

る費用のうち、政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとする。

(第六十八条第二項関係)

#### 四 子ども・子育て支援臨時交付金の交付

国は、この法律の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用の負担が増大すること並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行による地方公共団体の地方消費税及び地方消費税交付金の増収見込額が平成三十一年度において平成三十二年以降の各年度に比して過小であることに対処するため、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付するものとし、必要な規定を整備するものとする。（子ども・子育て支援法附則第十五条から第二十五条まで関係）

#### 第四 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三十一年十月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置

(一) 第二の子育てのための施設等利用給付については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもの)に限り、認定こども園であるもの等を除く。)を子ども・子育て支援施設等とみなして、この法律による改正後の子ども・子育て支援法(以下「新法」という。)の規定(特定子ども・子育て支援施設等が遵守すべき基準、勧告事由及び確認の取消事由を除く。)を適用するものとする。 (附則第四条第一項関係)

(二) 市町村は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、当該市町村の条

例で定めるところにより、(一)により子ども・子育て支援施設等とみなされる施設に係る第二一二による施設等利用費の支給について、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けるときに限り行うものとする。 (附則第四条第二項関係)

(三) (一)及び(二)のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (附則第三条、第九条、第十二条、第十四条及び第十七条関係)

### 三 検討

(一) 政府は、この法律の施行後二年を目途として、二(一)及び(二)の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものとする。 (附則第十八条第一項関係)

(二) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものとする。 (附則第十八条第二項関係)

四 その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。（附則第五条から第八条まで、第

十条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条関係）